

山形広域環境事務組合議会の議員その他
非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例

〔 昭和 44 年 8 月
共衛条例第 2 号 〕

改 正 平成 4 年 1 月 共衛条例第 1 号 平成 7 年 2 月 山広環条例第 8 号

山形広域環境事務組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する事項については、山形市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年山形市条例第 42 号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（平 4 条例 1、平 7 条例 8・一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 44 年 7 月 30 日から適用する。

附 則 （平成 4 年 1 月 改正）

この条例は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 7 年 2 月 改正）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。